

# Weekly Report

第 4 1 8 号  
平成 29 年 7 月 24 日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 消費税が非課税となる取引は

ビットコインなどの仮想通貨が改正資金決済法（今年4月施行）により支払の手段として位置づけられたこと等に伴い、今月から仮想通貨の売買取引については、消費税が非課税となりました。

### ◆非課税となる取引とは

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等の取引を課税の対象としていますが、課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から、非課税となる取引が定められています。

例えば、支払手段や有価証券、物品切手等（商品券やプリペイドカードなど）の譲渡などは非課税取引となります。物品切手等については、最終的に商品券などを使用して商品・サービス提供を受ける際、課税されることから二重課税を避けるために譲渡時には非課税とされています。

### ◆土地の譲渡や貸付けなども非課税取引

また、土地の譲渡や貸付け、住宅用としての建物の貸付けも非課税取引となります。

ただし、土地や住宅の貸付期間が1ヶ月未満に満たない場合や、土地の貸付けについて駐車場などの施設の利用に伴って土地が使用される場合は、非課税にはなりません。

なお、住宅の貸付けは、契約において人の住居用に供することが明らかなものが非課税となり、事務所などで貸し付ける場合の家賃は、課税対象となります。そのため、店舗等併設住宅については、住宅部分のみが非課税とされます。

★7月31日（月）は所得税予定納税額第1期分の納付期限。振替納税の方は預貯金残高の確認を。

## お祭りなどに協賛金を支出した場合は

夏祭りや花火大会が行われる季節になりましたが、事業と直接関係のない者が主催しているイベントに対して、協賛金を支出した場合は、原則として「一般の寄附金」となり、一定限度額の範囲内で損金算入できます。ただし、協賛企業として、\*社名入りの提灯が吊るされる、\*ホームページや配布されるパンフレットなどに広告掲載があるなど、不特定多数に対する宣伝効果が期待できる場合は、広告宣伝費として全額損金になります。

一方、取引先など事業に関係する者が主催するイベントなどに対して、今後の取引関係を維持することを目的に協賛金を支出した場合は、交際費等に該当します。

## マイナンバーの情報連携が試行運用開始

マイナンバーを用いる事務手続きにおいて、これまで提出する必要があった書類（住民票の写しや課税証明書など）が省略できるように、異なる行政機関の間で情報をやり取りする情報連携が、今月18日から試行運用を開始し、秋頃から本格運用の開始が予定されています（試行運用期間中は、従来どおり書類の提出が必要）。

また、情報連携の試行運用に併せて、オンラインサービスのマイナポータルや子育てワンストップサービスも試行運用が開始されました。